

株式会社ミスミ

グリーン調達ガイドライン

2006 年	9 月	15 日	制定	(Ver.1.0)
2008 年	11 月	5 日	改訂	(Ver.1.1)
2009 年	5 月	21 日	改訂	(Ver.1.2)
2009 年	8 月	5 日	改訂	(Ver.1.3)
2013 年	6 月	6 日	改訂	(Ver.1.4)
2021 年	10 月	18 日	改訂	(Ver.1.5)
2022 年	5 月	31 日	改訂	(Ver.2.0)
2023 年	3 月	31 日	改訂	(Ver.2.1)

目 次

1. はじめに
2. 目的等
3. 仕入先様の選定基準
4. 推奨事項
5. 用語の定義
6. ミスミ特定化学物質

([別表1](#))ミスミ特定化学物質一覧

1. はじめに

株式会社ミスミ(以下「当社」といいます)では、製品・半製品・部品・原材料・副資材・包装材・梱包材等(以下、「納入品」といいます)を多数の仕入先様から調達しております。

循環型社会構築の一翼を担うために、また化学物質の法規制およびその他要求事項を遵守するため、当社は「グリーン調達ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」といいます)を策定し、グリーン調達を推進します。

2. 目的等

グリーン調達とは、環境保全ならびに化学物質管理に積極的に取り組んでいる仕入先様から安全性・再資源化性・省エネルギー性等を考慮した、環境負荷の少ない納入品を調達することです。

本ガイドラインは、環境保全ならびに化学物質管理に対する取り組みの継続的な向上を図り、納入品への有害化学物質の不使用を目的としています。

本ガイドラインは、原則として当社が仕入先様から調達するすべての納入品に適用されます。

グリーン調達推進のためには仕入先様のご協力が不可欠であり、源流管理の観点から、仕入先様における環境マネジメントシステム構築の推進をお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、法規制の変更等により必要に応じて改訂をいたします。

3. 仕入先の選定基準

当社は、環境問題への取り組みに意欲的な仕入先様からの納入品の調達を推進します。また、化学物質管理活動において、仕入先様が以下の項目を遵守することを取引の開始および継続条件とさせていただきます。

化学物質管理活動

- ① 別表1に定めるミスミ特定化学物質に関する調査、管理に協力すること。調査に関して当社が策定する各種マニュアルを遵守すること。
- ② 別表1に定めるミスミ特定化学物質以外に当社が化学物質に関する調査、管理の依頼を行なった場合には、これに協力すること。
- ③ 上記①、②に加えて、化学物質審査規制法(化審法)、労働安全衛生法、PRTR法等に規定された物質につき必要な管理を行なうこと。
- ④ 納入品および納入品の製造工程等に使用する化学物質について正確な情報を当社が指定する書式と要領により当社に通知すること、又、通知した内容に変更が生じた場合には、速やかに当社が指定する書式と要領により当社に通知すること。
- ⑤ 仕入先様の調達先に対しても、本ガイドラインの化学物質管理活動を指導し、環境に関わる品質保証の連鎖を確保すること。

4. 推奨事項

当社は、仕入先様において、以下の項目に取り組むことを推奨します。

将来は、取引条件の一つとして義務付けることを検討いたします。

- ・ 環境方針を定め、環境保全活動の継続的改善・法規制の遵守を誓約すること。
- ・ 環境方針をすべての従業員に徹底させ、当該方針を社外にも明らかにすること。
- ・ 環境保全に対する目標を定め、実行計画をもつこと。
- ・ 環境マネジメントシステムの外部認証(ISO14001、KES 等)を取得すること。

5. 用語の定義

含有	物質が、意図的であるか否かを問わず、添加、充填、混入、移行または付着により、製品を構成する部品・デバイスまたはそれらに使用される材料に残存すること。また、製造プロセスに起因するものも含む。
意図的添加	製品に一定の性能を持たせるためなど、何らかの目的をもって化学物質が添加されること。
不純物	製品機能上特定の役割が与えられておらず、一般の工業の精製段階で除去されずに残留する化学物質。不純物が製品含有化学物質であったとしても、法律や条例や基準などにおいて基準値などが示されている場合を除いて、技術的に予測できない場合や微量であり含有量の情報が得られない場合は、運用上含有とみなさないとする。
閾値	規制、規格、標準などでその値の上下で取り扱いが変わる数値。
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器などがある。
化学品	化学物質または混合物。
化学物質	天然に存在するか、または任意の製造工程において得られる元素およびその化合物。
混合物	2つ以上の化学物質を混合したもの。 (注記)混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、添加剤を含有する樹脂ペレットなどがある。
chemSHERPA (ケムシェルパ)	製品に含有される化学物質情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に運用するため、経済産業省主導で2015年10月にリリースされたデータ作成支援ツールの名称。 対象とする物質リストに基づく成分情報、成形品については製品分野ごとの遵法判断情報などの伝達が可能となる。

6. ミスミ特定化学物質

管理対象物質(群)は「[別表1](#)」の通りとします。なお、管理対象物質(群)については法的、社会的要求を考慮して随時見直しを行い、追加や削除を行う場合があります。

参照法令およびリストは以下の通りです。

- (1) 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)
第一種特定化学物質／第二種特定化学物質／監視化学物質
- (2) 化学物質排出把握管理促進法
特定第1種指定化学物質／第1種指定化学物質／第2種指定化学物質
- (3) 労働安全衛生法
名称等を通知、表示すべき有害物／製造禁止物質／第3特定化学物質等(第1類物質、第2類物質、第3類物質)／変異原性が認められた既存化学物質
- (4) 毒物および劇物取締法 別表一／別表二／別表三
- (5) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 特定物質／特定物質代替物質
- (6) REACH 規則(EC)1907/2006 認可対象候補物質(SVHC)
- (7) RoHS 指令 規制物質
- (8) ミスミ特定化学物質(ミスミグリーン調達ガイドライン Ver.1.5 別表1)
- (9) chemSHERPA(ケムシェルパ)管理対象物質リスト

(補足事項)

- ・ 別表1の各物質(群)のうち、法令等の適用除外項目に該当する場合は除外します。ただし、その理由に RoHS 指令(EU)を適用する場合は適用した項目と含有量をご報告ください。
- ・ RoHS 指令 10 物質群の管理はRoHS対応品として販売される商品およびその部材に対して適用されるものとします。
- ・ 物質群、構造不定、新規化学物質などの理由により、CAS 番号がない物質については chemSHERPA／SN 番号(SN****)またはミスミオリジナル番号(MSM****)を示しています。
- ・ 上記 8、9 は法令ではありませんが各々の物質リストを参照対象としています。
- ・ chemSHERPA に関する遵法情報は参照対象としておりません。
- ・ 一部商品は、RoHS・REACH・TSCA 等の海外法規制を管理の対象外としているため、当社での調査および保証の対象外となります。調査および保証対象外の商品については「ミスミ商品ページ」、「<WOS>型番見積/注文時のメッセージ」またはその両方にその旨を表記しています。